

消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設の概要

参考資料4

(細目欄の☆印は275㎡未満の施設が想定されるものを示す。)

細 目		根拠法令	規 定	規模要件【根拠規定】	構造要件【根拠規定】
高齢者・老人	老人短期入所施設 (☆) (ショートステイ)	老人福祉法第20条の3	(老人短期入所施設) 第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) ○面積基準: ①従来型 10.65㎡/人【第124条第1項】 ②ユニット型 10.65㎡/人【第140条の4第6項】 ○定員基準: 20人以上【第123条第1項】	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) ○一般基準: 耐火建築物 入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないものは準耐火建築物でも可。また、居室等を二階又は地階に設けている場合であっても、①非常災害に対する計画に円滑・迅速な避難のための事項を定める、②避難訓練の実施、③地域住民等との連携体制を整備、の全ての要件を満たす場合は準耐火建築物でも可。 ○緩和基準: 木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能
	養護老人ホーム (☆)	老人福祉法第20条の4	(養護老人ホーム) 第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号) ○面積基準: 1人当たり面積 10.65㎡【第11条第4項】 ○定員基準: 20人以上【第10条】	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号) ○一般基準: 耐火建築物又は準耐火建築物 ○緩和基準: 木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能
	特別養護老人ホーム (☆)	老人福祉法第20条の5	(特別養護老人ホーム) 第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号) ○面積基準: ①従来型 10.65㎡/人【第11条第4項】 ②ユニット型 10.65㎡/人【第35条第4項】 ①、②ともに2人部屋の場合 21.3㎡ 社会福祉法(昭和26年3月29日法律45) ○定員基準: 5人以上【第2条第4項第4号】	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号) ○一般基準: 耐火建築物 入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないものは準耐火建築物でも可。また、居室等を二階又は地階に設けている場合であっても、①非常災害に対する計画に円滑・迅速な避難のための事項を定める、②避難訓練の実施、③地域住民等との連携体制を整備の全ての要件を満たす場合は準耐火建築物でも可。 ○緩和基準: 木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能
	有料老人ホーム (☆) (主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)	老人福祉法第29条	(届出等) 第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。))の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をするに予約する場合を含む。)をする事業又は施設があつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。	有料老人ホーム設置運営標準指針【局長通知】(平成14年7月18日 老発第0718003号) ○面積基準: なし(指針で参考値13㎡/人を提示) ○定員基準: なし	有料老人ホーム設置運営標準指針【局長通知】(平成14年7月18日 老発第0718003号) ○一般基準: 耐火建築物又は準耐火建築物 ○緩和基準: 木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能
高齢者・老人	介護老人保健施設 (☆)	介護保険法第8条第27項	27 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めのものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。「介護施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号) ○面積基準: ①従来型 8㎡/人【第3条第2項】 ②ユニット型 10.65㎡/人【第41条第2項】 ○定員基準: なし	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号) ○一般基準: 耐火建築物 入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないものは準耐火建築物でも可。また、居室等を二階又は地階に設けている場合であっても、①非常災害に対する計画に円滑・迅速な避難のための事項を定める、②避難訓練の実施、③地域住民等との連携体制を整備、の全ての要件を満たす場合は準耐火建築物でも可。 ○緩和基準: 木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能
	老人福祉法第五条の第二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設 (☆)	老人福祉法第5条の2第4項	4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) ○面積基準: ①従来型 10.65㎡/人【第124条第1項】 ②ユニット型 10.65㎡/人【第140条の4第6項】 ○定員基準: なし	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) ○一般基準: 耐火建築物 入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないものは準耐火建築物でも可。また、居室等を二階又は地階に設けている場合であっても、①非常災害に対する計画に円滑・迅速な避難のための事項を定める、②避難訓練の実施、③地域住民等との連携体制を整備、の全ての要件を満たす場合は準耐火建築物でも可。 ○緩和基準: 木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能
高齢者・老人	同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 (☆)	老人福祉法第5条の2第6項	6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号) ○面積基準: 7.43㎡/人【第93条第4項】 ○定員基準: 5人以上9人以下(1ユニット)【第93条第2項】 ※原則2ユニットまで。【第93条第1項】 ※ただし、H18.4.1の時点で3ユニット以上で事業を行っていた事業所は引き続き運営可能。【附則第7条】	なし
	生活保護者	救護施設	生活保護法第38条第1項第1号	第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。 一 救護施設 二 更生施設 三 医療保護施設 四 授産施設 五 宿所提供施設 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設とする。	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号) ○面積基準: 1人当たり床面積 3.3㎡以上【第10条第5項】 ○定員基準: 30人以上【第9条】

児童	乳児院 (☆)	児童福祉法第37条	第三十七条 乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む)を入居させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) ○面積基準: ・居室2.47㎡/人以上 ・観察室1.65㎡/人以上(乳幼児10人未満を入居させる乳児院を除く。)(第19条) ・養育専用室0.91㎡/室以上及び2.47㎡/人以上(乳幼児10人未満を入居させる乳児院)【第20条】 社会福祉法(昭和26年3月29日法律45) ○定員基準:5人以上【第2条第4項第4号】	なし
障害児	障害児入所施設 (☆)	児童福祉法第42条	第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入居させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号) ○福祉型障害児入所施設 ・居室の定員 乳幼児以外:一室あたり4人以下【第5条第3項第1号】 乳幼児:一室あたり6人以下【第5条第3項第3号】 ・面積 乳幼児以外:1人あたり4.95平方メートル【第5条第3項第2号】 乳幼児:1人あたり3.3平方メートル【第5条第3項第3号】 ○医療型障害児入所施設 ・医療法に規定する病院と同様の基準【第53条第1項】	なし
障害者	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(※)第5条第11項	11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のそみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第172号) ○面積基準:9.9㎡/人【第6条第2項2号ハ】 ○定員基準:なし	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号) ○一般基準:耐火建築物又は準耐火建築物 ○緩和基準:木造・平屋建ての建築物(都道府県知事が、次のいずれかの要件を満たし、入居者の安全性が確保されていると認めたものに限る。) ・スプリンクラー等により、初期消火・延焼抑制に配慮した構造 ・非常警報設備等により、早期発見・通報の体制整備 ・避難口の増設等により、火災時の円滑避難が可能 ○定員基準:30人以上
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(※)第5条第8項	8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(※)第5条第8項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第171号) ○面積基準:単独型 8㎡/人【第117条第9項一号ハ】 併設型・空床型:併設事業所、当該施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること。 ○定員基準:なし	なし
	同条第十項共同生活介護を行う施設 (☆)	10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	同条第十項共同生活介護を行う施設 (☆)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号) ○面積基準: ・一居室の面積 7.43㎡以上(収納設備等を除く。) ○定員規模: 住居の入居定員 原則として、2人以上10人以下	なし

■消防法施行令別表第1 6項目に追加予定のもの(細目欄の☆印は275㎡未満の施設が想定されるもの)

細目	根拠法令	規定	規模要件(根拠規定)	構造要件(根拠規定)
高齢者・老人	老人福祉法第20条の6	(経費老人ホーム) 第二十条の六 経費老人ホームは、無料又は低額な料金を、老人を入居させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。)とする。	経費老人ホーム設備及び運営に関する基準(平成20年厚生省令第107号) <経費老人ホーム> ○面積基準:居室の床面積 ・14.85㎡以上(収納設備等を除く。) 【第10条第4項第1号ハ】 ・13.2㎡以上(収納設備等を除く。) 【第10条第5項第1号ハ】 ※10程度の数の居室及び当該居室に隣接して設けられる共同生活室により構成される区画(いわゆるユニット型)における設備基準 ○定員基準:なし <都市型経費老人ホーム> ○面積基準: 居室の床面積 7.43㎡以上(収納設備を除く。) 【第36条第4項第1号ハ】 ○定員基準: 20人以下 【第35条】 ※ その他経過措置施設あり	
老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 (☆)	老人福祉法第5条の2第5項	5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の指図に係る又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスその他の地点に遷わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該地点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号) ○面積基準: 7.43㎡/人(宿泊室)【第67条第2項第2号ロ】 ○定員基準: ①登録定員 25人以下【第66条第1項】 ②通いサービス 登録定員の1/2から15人【第66条第2項第1号】 ③宿泊サービス 通いサービスの定員の1/3から9人【第66条第2項第2号】	